

「道の駅かみおか」再整備事業基本計画策定業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、「道の駅かみおか」再整備事業基本計画策定業務委託の内容及び当該業務に係る公募型プロポーザルの参加要件、手続き、審査等について以下のとおり定める。

2 プロポーザル方式等の名称

公募型プロポーザル方式

3 業務の概要

(1) 業務の名称

「道の駅かみおか」再整備事業基本計画策定業務委託

(2) 業務の目的

道の駅かみおかは、平成8年のオープンから28年以上が経過し、施設設備の経年により修繕等経費が大きな負担となっている。また、駐車可能台数は近隣の道の駅に比べ大幅に少なく、昼食時やイベント開催時における駐車スペース、また売店・レストラン等の店舗面積不足が指摘されており、需要に見合う駐車場および施設面積の拡大が求められている。

さらに、国が「道の駅」に求める役割については、開設当初の『通過する道路利用者のサービス提供の場』（第1ステージ）から『地方創生・観光を加速する拠点』（第3ステージ）に変遷していることから、利用者のニーズと今後の道の駅のあり方を十分に捉え、市の観光重要拠点として、持続的な施設運営を可能とするための基本計画を策定する。

(3) 業務の内容

「道の駅かみおか」再整備事業基本計画策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年9月30日（火）までとする。

(5) 業務の規模

委託費用は、8,261千円（消費税および地方消費税を含む）を上限額とする。

なお、この金額を上回る金額で見積りを行ったときは、失格とする。

4 担当部局

〒014-8601 秋田県大仙市大曲花園町1番1号

大仙市 観光文化スポーツ部 観光施設課

電話：0187-63-1111（代表）

FAX：0187-63-1119

E-mail：onsen-shisetsu@city.daisen.lg.jp

5 参加者に要求される資格要件

次の要件を全て満たすこと。なお、設計共同体による参加は認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (3) 参加表明書提出時点において、大仙市入札契約資格等審査実施要綱に規定する入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (4) 参加表明書の提出期限時点において、国、秋田県及び本市における指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 秋田県建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿（令和6年9月1日現在）のうち、土木関係建設コンサルタント業務の「都市計画及び地方計画部門」に登録されていること。
- (6) 管理技術者として、次に定める資格のいずれかを有している者を配置できること。
なお、管理技術者は照査技術者を兼ねることはできない。
 - ①技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画）
 - ②技術士（建設部門：都市及び地方計画）
- (7) 照査技術者として、次に定める資格のいずれかを有している者を配置できること。
 - ①技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画）
 - ②技術士（建設部門：都市及び地方計画）
 - ③RCCM（都市計画及び地方計画）
- (8) 配置予定技術者は、参加表明者と公告の日以前に3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

6 参加表明書等の提出等

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を1部提出すること。

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 会社概要（様式2）
- ③ 業務実績表（様式3）
- ④ 業務実施体制（様式4）

(2) 参加表明についての質問及び回答方法

①質問の方法

質問書（様式5）を使用し、「4 担当部局」に電子メールにより提出すること。

なお、送信後は必ず電話により受信確認をすること。

②質問の受付期限 令和6年10月23日（水）午後5時

③回答の方法

令和6年10月25日（金）午後5時までに質問者に電子メールにて回答するとともに、本市ホームページに掲載する。質問者の名称等については公表しない。

なお、質問及び回答の内容は、仕様書の追記事項として取り扱う。

(3) 提出期限、提出場所及び提出方法

- ①提出期限 令和6年10月30日(水)午後5時
- ②提出場所 大仙市観光文化スポーツ部 観光施設課
- ③提出方法 持参または郵送(提出期限までに到着するものに限る。郵送の場合は、配達記録が残る方法を利用すること)

(4) 募集説明会

本業務に関する募集説明会は、行わない。

(5) 技術提案書等の作成に必要な資料の閲覧

参加表明書の提出のあった者は、技術提案書等の作成に必要な現況施設の建築設計図書、公図等の資料を閲覧できる。ただし、当該資料閲覧の目的は技術提案書等の作成に限るものとする。

7 技術提案書等の提案者の選定(第一次審査)

提出された参加表明書等により、同種業務の実績、業務実施体制等を評価し、概ね3者程度を選定するものとする。ただし、参加者が選定予定者数を大幅に上回らない場合は、全員を選定する場合がある。

8 技術提案書等の提出依頼

参加表明書等の書類審査後、第一次審査の結果及び技術提案書等の提出依頼について、令和6年11月7日(木)に通知する。

9 技術提案書等の提出

技術提案書等の提出依頼を受けた者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

①提案書(様式6)

②技術提案書(任意様式)

別紙「道の駅かみおか」再整備事業基本計画策定業務委託仕様書(案)」を踏まえ、A4版7枚以内(表紙を含む、両面印刷可)で作成すること。なお、「11 審査方法及び評価基準」の「(3) 評価基準」に記載している評価項目④～⑥の評価項目細別に従って提案書を作成すること。また、審査に公平を期すため、社名及び社名を連想させるロゴ等を記載しないこと。

③提案見積書及び見積内訳書(任意様式)

技術提案書と別冊とし、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。

(2) 技術提案についての質問及び回答方法

①質問の方法

質問書(様式5)を使用し、「4 担当部局」に電子メールにより提出すること。

なお、送信後は必ず電話により受信確認をすること。

②質問の受付期限 令和6年11月12日(火)午後5時

③回答の方法

令和6年11月15日（金）午後5時までに質問者に電子メールにて回答するとともに、本市ホームページに掲載する。質問者の名称等については公表しない。

なお、質問及び回答の内容は、仕様書の追記事項として取り扱う。

- (3) 提出部数 正本1部
 副本9部（ただし、(1) ①、③については、正本のみに添付）
- (4) 提出場所 参加表明書の提出場所に同じ
- (5) 提出方法 参加表明書の提出方法に同じ
- (6) 提出期限 令和6年12月6日（金）午後5時

10 プレゼンテーション及びヒアリング

技術提案書を提出した者は、次のとおりプレゼンテーションを行うものとし、これに係るヒアリングを実施する。

- (1) 実施日 令和6年12月20日（金）
- (2) 開始時刻 後日通知する。
- (3) 実施場所 大仙市大曲庁舎 3階 大会議室
- (4) 所要時間
 備品の設置5分以内、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内、退室5分以内
- (5) 出席者 3名以内
- (6) 備品
 プロジェクター（型番:EPSON LCD PROJECTOR EB-900）、スクリーン（80インチ）、
 レーザーポインタは、市の備品を使用可能。
 PCその他必要な物品は、提案者が持参すること。
- (7) その他
 ヒアリングは非公開で実施する（事務局職員は例外とする）。当日に追加資料を配付することは認めない。審査に公平を期すため、社名を明らかにしない方法でプレゼンテーション・質疑応答を行うこと。

11 審査方法及び評価基準

(1) 選考方法

①第一次審査

参加表明書提出時の書類審査を行い、結果は参加表明者すべてにFAXまたはE-mailにて通知する。なお、第一次審査は「(3) 評価基準」のうち、「評価項目①～③」を用いて行う。

②第二次審査

技術提案書等による書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。審査後、採否の結果を書面により通知する。

(2) 審査方法

技術提案書等による書類審査に加えて、プレゼンテーションの結果を加味し、「道の

駅かみおか」再整備事業基本計画策定業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」）の審査により特定する。なお、提案者が1者のみの場合であっても、選定委員会において審査を行う。

（３）評価基準

次表の評価項目及び評価項目細別ごとに評価を行い、合計点を提案者の評価点とする。評価点が満点の6割以上で、最も高い者を受託候補者に特定する。

評価項目	評価項目細別	評価の着眼点	配点
①実施体制	ア 所在地 イ 営業年数	・業務を確実に遂行できる実施体制となっているか。	4点
②業務実績	同種または類似の業務実績	・提案者は同種、類似業務の豊富な実績を有しているか。	11点
③管理責任体制・ 人員配置	ア 保有資格等 イ 同種又は類似業務の担当実績	・明確な管理責任体制のもと、有益な資格等を有した技術者が適切に配置されているか。	10点
④業務実施方針	ア 「基本計画策定全般」に関する業務実施方針 イ 「関係法令の確認と予測される課題等の整理」に関する業務実施方針 ウ 「基本コンセプト」及び「基本方針」と整合性のある業務実施方針	・業務内容を理解しているか ・業務に関する考え方は妥当か	12点
⑤業務の実施手法 及び手順	ア 「導入機能」の設定（利用者及び地域住民等への聞き取り調査を含む）に関する業務の実施手法及び手順 イ 「導入施設」の設定に関する業務の実施手法及び手順 ウ 「施設規模」の設定に関する業務の実施手法及び手順に関する提案 エ 実施手法の検討・設定・導入による効果	・提案は妥当か ・提案に実行性はあるか	30点

評価項目	評価項目細別	評価の着眼点	配点
	オ 「概算工事費算出及び整備スケジュール作成」に関する業務の実施手法及び手順に関する提案		
⑥提案力 特定テーマ１：「集客向上に向けた取り組みに関する提案」 特定テーマ２：「独自提案」	ア 集客が期待できる魅力ある施設及び機能を備えた提案 イ 年間を通じて安定的な集客や売上高の確保を図る提案となっている（効果的な広報、閑散期対策等） ウ 独自の工夫や企画に関する提案	・ 提案は的確か ・ 提案に実現性があるか ・ 提案に創意工夫があるか	30点
⑦経費	価格提案書の評価	・ 価格上限額との対比	3点
合計			100点

12 日程

プロポーザル実施の公告	令和6年10月21日（月）
参加表明に係る質問の受付期限	令和6年10月23日（水）
質問への回答	令和6年10月25日（金）
参加表明書の受付期限	令和6年10月30日（水）
一次審査の結果通知及び提案書の提出依頼	令和6年11月 7日（木）
技術提案に係る質問の受付期限	令和6年11月12日（火）
質問への回答	令和6年11月15日（金）
技術提案書の受付期限	令和6年12月 6日（金）
ヒアリング及び選定委員会	令和6年12月20日（金）
受託予定者の特定	令和6年12月23日（月）
契約締結及び業務開始	令和7年 1月下旬

13 契約について

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、随意契約の手続を行うものとする。その際には、特定された者は改めて見積書を提出するものとする。
なお、協議が整わないときは、次位の技術提案書の提案者と協議する場合がある。

- (1) 契約保証金 大仙市財務規則による。
- (2) 契約書作成の要否 契約書を作成する。
- (3) 支払条件 検収に合格すること。

14 提案の無効

次の事項に該当する場合は、提案を無効とする。

- ア 仕様を満たしていない場合。
- イ 提出書類に虚偽の記載をした場合。

15 その他の事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、受託候補者の特定作業及び技術提案書の評価の目的以外に提案者に無断で使用しない。なお、特定作業を行う必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 業務の一部について、他社に委託する際は、事前に本市の承諾を受けることとする。
- (5) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、大仙市プロポーザル方式等実施要綱（平成24年4月1日施行）による。